

議 事 日 程

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

午後 3 時 0 0 分 開 会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 2 月行事報告

第 5 議 案 上 程

第 7 号議案 議会の議決を経るべき議案について（平成 3 0 年度一般会計予算）

第 8 号議案 島原市学校給食会の設立について

第 9 号議案 島原市学校給食会運営費補助金交付要綱

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 3 月行事予定について

（2）その他

① 個別施設計画（教育委員会所管分）について

② 少年センターの運営について

議 事 日 程

平成 3 0 年 2 月 2 3 日

午後 3 時 0 0 分 開 会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 議事録署委員の指名について

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 2 月行事報告

第 5 議 案 上 程

第 7 号議案 議会の議決を経るべき議案について（一般会計当初予算）

第 8 号議案 島原市学校給食会の設立について

第 9 号議案 島原市学校給食会運営費補助金交付要綱の制定について

第 10 号議案 平成 3 0 年度島原市立小中学校教職員人事異動の内申について

第 6 次回定例教育委員会日程について

第 7 そ の 他

（1）報告事項

① 3 月行事予定について

（2）その他

① 個別施設計画（教育委員会所管分）について

② 少年センターの運営について

島 原 市 教 育 委 員 会

報 告 事 項

○行事報告

○行事予定表

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 定例会

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
2	木	平成29年度当初予算案最終内示及び概要説明会	9:00	森公2階大ホール	教育次長、各課長
2	木	第4回長崎県都市教育長協議会	14:30	長崎市	教育長（随行：倉本主任）
3	金	島原市表彰審査会	13:30	復興事務所2階会議室	教育長、教育次長
4	土	島原市職員採用2次試験	終日	復興事務所第2応接室	教育長
6	月	指名選定委員会	経営会議終了後	復興事務所	教育次長
7	火	「しまばらにもどってこね奨学金」NBC取材	14:00	教育長室	教育次長、課長
8	水	平成29年度施政方針検討会	9:00	復興事務所第2応接室	教育長、教育次長
9	木	平成29年度施政方針検討会	13:30	復興事務所第2応接室	教育長、教育次長
10	金	小・中学校事務部会	14:00	有明公民館2階講義室	倉本主任
10	金	平成29年度施政方針検討会	15:30	復興事務所第2応接室	教育長、教育次長
14	火	教育委員会非常勤職員面接	9:45	有明庁舎1階相談室	教育次長、課長
14	火	定期監査講評	13:30	本庁4階会議室	教育次長、課長
15	水	平成28年度人事評価・職務目標 下期評価教育長面談	10:00	有明庁舎1階相談室	教育長、教育次長、各課長
17	金	広報編集委員会	9:00	復興事務所2階会議室	課長
17	金	企画委員会	10:30	復興事務所第2応接室	教育次長
22	水	教育委員会2月臨時会	9:30	有明文化会館研修室1	教育委員、教育長、教育次長、各課長
22	水	「しまばらにもどってこね奨学金」周知に係る市内高校へのお願い	午後	市内全域・雲仙市	教育長、課長、倉本主任
23	木	「しまばらにもどってこね奨学金」周知に係る市内高校へのお願い	終日	市内全域・雲仙市	教育長、課長、倉本主任
23	木	第2回島原市学校事務共同連絡実施連絡協議会	15:00	有明公民館相談室	教育長、課長、古川主事
24	金	教育委員会3月定例会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
		《付記事項》			
4	土	島原市職員採用2次試験	終日	復興事務所第2応接室	教育長
4	土	九州高校レスリング新人大会		復興アリーナ	教育長
5	日	九州高校レスリング新人大会		復興アリーナ	教育長
8	水	会計実地検査	9:15	有明文化会館	教育長、教育次長、課長、学教課長、担当職員
10	金	ねんりんピック長崎2016島原市実行委員会第3回総会	13:30	有明公民館大ホール	教育長、教育次長
19	日	第40回島原市民親睦バドミントン大会	9:00	霊丘公園体育館	教育次長
22	水	第2回島原半島暴走族対策連絡協議会	14:00	有明文化会館多目的ホール	教育次長

教育委員会 3月定例会 報告事項

[2月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
1	木	第3回県・市町教育委員会学校教育課等会議（～2日）	13:30	県庁	課長
2	金	超勤改善等対策会議	11:00	県庁	課長
2	金	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
2	金	市町教育委員会健康教育主管課長会議	13:30	県庁	横田
5	月	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	教育長、課長、古瀬、中村、中尾、酒井
5	月	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	課長
7	水	就学相談（～22日）	10:00	森岳公民館	酒井
8	木	学校薬剤師会理事と打合せ	10:30	市内柏野町店舗	横田
8	木	献立案作成会	14:00	有明公民館	城臺
9	金	県教委打合せ	9:00	有明庁舎	古瀬、中村
13	火	地区初任者研修・中堅教諭等資質向上研修実施運営委員会	14:00	有明公民館	教育長、横田、酒井
13	火	司法書士との打合せ	10:30	市内事務所	城臺
14	水	NIE実践報告会	13:00	活水女子大	中尾
14	水	島原半島中・高学力向上検討委員会	13:30	島原高校	横田
15	木	学校給食研究会	15:30	杉谷公民館	横田
16	金	島原市特別支援学級お別れ会	9:45	有明文化会館	課長
16	金	初任者研修・中堅教諭等資質向上研修実施協議会	10:20	教育センター	教育長、酒井
16	金	生徒指導推進協議会	13:00	教育センター	中尾
19	月	養護教諭部会	14:00	杉谷公民館	横田
20	火	第3回長崎県学力向上推進会議	11:00	長崎県庁	課長、横田
20	火	島原市学力調査結果分析及び中学校学力向上研修会	13:30	第二中学校	中尾
21	水	第2回ICT活用推進委員会	10:00	長崎県庁	中尾
21	水	県南地域歯科保健推進協議会	13:30	県南保健所	横田
21	水	教務主任会	14:00	杉谷公民館	酒井
21	水	三市特別支援教育連絡協議会	15:00	島原特別支援学校	酒井
22	木	長崎県教育委員会県立学校保健体育・健康教育研究発表会	12:30	虹の原特別支援学校	横田
22	木	第2回島原市学校事務共同実施連絡協議会	15:00	有明公民館	教育長、課長、中村
23	金	地区別教育長会	10:00	有明文化会館	教育長、課長、古瀬、中村
23	金	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	課長
27	火	第2回長崎県英語教育推進協議会	11:00	長崎県庁	中村
27	火	市中体連理事会	14:00	第二中学校	課長、中尾
28	水	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、古瀬、中村、横田、中尾、酒井
		《付記事項》			
1	木	あいさつ運動	7:30	市内各所	課長、古瀬、中村、横田、中尾
4	日	県知事選投票・開票事務	8:30	高野小など	城臺
13	火	島原防災塾運営委員会	10:00	雲仙復興事務所	横山
14	水	5歳児健診	14:00	島原保健センター	酒井
18	日	島原道路建設促進大会	10:00	復興アリーナ	課長、古瀬、横田

島原市教育委員会 3月定例会報告事項

【平成30年2月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
1	木	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長以上、小山、稲田
1	木	平成30年度当初予算内示	10:00	折橋庁舎	課長
2	金	例規審査委員会	13:30	外港庁舎	次長、課長
9	金	第69回梅林俳句会	12:00	森岳公民館	次長、徳永、吉田、松本指導員
9	金	県下少年センター所長会・合同研修会	14:00	大村市	課長、上田市補連会長
13	火	定期監査講評	14:00	本庁舎	課長
13	火	市民音楽祭「洋楽の部」代表者会議	19:30	森岳公民館	宇土
14	水	長崎県社会教育主事等連絡協議会理事会	13:00	長崎市	小山
15	木	安中公民館運営委員会	19:00	安中公民館	課長、喜多、野口
16	金	霊丘公民館運営委員会	13:30	霊丘公民館	課長、喜多、柴田
16	金	松平家墓所調査指導委員会	13:30	森岳公民館	課長、徳永、宇土、吉田
19	月	社会教育担当者会	13:30	白山公民館	課長、喜多、各公民館主事
20	火	人事評価制度年間評価面談	11:30	有明庁舎	課長
20	火	有明公民館運営委員会	14:00	有明公民館	課長、喜多、稲田
20	火	市少年センター補導委員会	19:30	森岳公民館	課長、喜多、吉田指導課、早稲田相談員
21	水	島原図書館協議会	10:00	島原図書館	課長、喜多
21	水	島原城保存活用計画策定検討委員会	13:30	森岳公民館	教育長、次長、課長、宇土
21	水	肥前島原子ども狂言閉講式	20:00	島原文化会館	教育長、課長、徳永、吉田
22	木	三会公民館運営委員会	10:00	三会公民館	課長、喜多、濱口
22	木	白山公民館運営委員会	14:00	白山公民館	課長、喜多、永藤
23	金	杉谷公民館運営委員会	10:00	杉谷公民館	課長、喜多、宮崎
25	日	公募型自主事業「四郎幻想、ふたたび」	14:00	島原文化会館	徳永、吉田
26	月	森岳公民館運営委員会	10:00	森岳公民館	課長、喜多、湯田
※ 各地区にて高齢者学級6回(担当:野口)・女性学級8回開催(担当:松本)					

【付記事項】

2	金	小さな拠点・地域運営組織フォーラム	13:30	熊本県	小山、湯田
5	月	新たな地域コミュニティを考える市民フォーラム	19:00	有明文化会館	課長、喜多、徳永、小山、宮崎、稲田
11	日	天神講「書写展示会」表彰式	9:30	杉谷公民館	教育長、宮崎
17~18 (土~日)		有明公民館まつり	10:00	有明公民館	市長、教育長、課長、稲田
18	日	「島原道路」建設促進大会	10:00	島原復興アリーナ	徳永、湯田、宮崎、小山
25	日	霊丘公民館まつり	11:00	霊丘公民館	課長、柴田

(スポーツ課)

[illegible]

平成30年3月行事予定表

平成30年2月23日現在

下線太字 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日 曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1 木	3月定例市議会 開会 10:00 市議会議場 ◎○△		例のあいさつ運動 7:30 市内一円 △	
2 金				
3 土	緑の基金 12:00 室丘公園 ◎			島原市有馬スポーツ賞表彰式 10:00 有馬武道館 ◎○△
4 日			初市頭彰俳句会 12:00 室丘公民館 △	
5 月	3月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△		公民館事務員研修会 9:30 杉谷公民館 △	
6 火	3月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△	定例教頭会 10:30 森公 △		
7 水	3月定例市議会 本会議一般質問 10:00 ◎○△			
8 木	3月定例市議会 総務委員会 10:00 ◎○			
9 金	3月定例市議会 産業建設委員会 10:00			
10 土			廣平忌・島原半島文化賞授賞式 10:00 島原文化会館 ◎△	
11 日				
12 月	3月定例市議会 教育厚生委員会 10:00 ◎○△			
13 火				
14 水		市内中学校卒業式 9:30 (夜明中は9:20) 市長他 ◎○△		
15 木	3月定例市議会 予算審査特別委員会 10:00 ◎○△			
16 金		市内小学校卒業式 9:30 (第二小・大三東小は9:25) (堀江小は9:20) 市長他 ◎○△	少年センター運営協議会 13:30 森岳公民館 ◎○△	
17 土			自主文化事業「未来の音楽授業！アキラ祭」14:00 有明文化会館 △	
18 日				第51回島原市民親睦ソフトボール大会 8:30 三ヶふれあい運動場 ◎
19 月	平成29年度島原半島ジョパーク協議会第3回幹事会 13:30 森岳公民館 ○		非常勤職員面接 13:00 有明公民館 ○△	
20 火				
21 水	春分の日	春分の日	春分の日	春分の日
22 木	3月定例市議会 閉会 10:00 市議会議場 ◎○△			
23 金		小・中学校修了式		島原市スポーツ推進委員全国功労者受賞祝賀会 19:00 南風楼 ◎△
24 土				
25 日				
26 月				
27 火				
28 水				
29 木				
30 金		小・中学校教職員退職者辞令交付式 11:30 有明公民館大ホール ◎○△		
31 土				

島 原 市 教 育 委 員 会

議 案 集

- 第 7 号 議 案 議会の議決を経るべき議案について
 （平成 3 0 年度島原市一般会計予算書）
- 第 8 号 議 案 島原市学校給食会の設立について
- 第 9 号 議 案 島原市学校給食会運営費補助金交付要綱

平成 3 0 年 2 月 2 3 日 定例会

第7号議案

議会の議決を経るべき議案について

議会の議決を経るべき次の議案について、原案のとおり議会に提出することの承認を求める。

平成30年度島原市一般会計予算書（教育委員会関係費抜粋） 別冊のとおり

平成30年2月23日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第1項第11号の規定により、教育委員会の承認を得る必要があるので、この議案を提出する。

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則

(教育長に対する委任事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 教育財産の取得を市長に申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教職員たる校長、教頭の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督についての一般方針を定めること。
- (6) 教育委員会の任命にかかる職員の人事の一般方針を定め、及び懲戒を行うこと。
- (7) 教育長・課長・公民館長及び指導主事の任免を行うこと。
- (8) 学校・公民館及び図書館の敷地を選定すること。
- (9) 学校その他教育機関の工事の計画を策定すること。
- (10) 委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (11) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案の作成について意見を申出ること。
- (12) 委員会の所管に属する各種委員会・審議会等の委員の任命又は委嘱すること。
- (13) 校長・教頭・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 教科用図書の採択に関する基本方針を定めること。
- (15) 学令児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 教育に関する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこと。

第 8 号議案

一般財団法人島原市学校給食会の設立について

一般財団法人島原市学校給食会について、別紙 1 のとおり設立することの議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

島原市教育委員会

教育長 森本 和孝

提案理由

一般財団法人島原市学校給食会を設立するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 1 条第 1 1 号及び島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第 3 条の規定に基づき提案するものである。

一般財団法人島原市学校給食会の概要

1 名称

一般財団法人島原市学校給食会

2 事務所所在地

長崎県島原市有明町湯江丙 3 8 3 番地 2

3 目的

学校給食の円滑な実施と運営を図り、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな食生活を実現するとともに、学校給食を通じた食育の推進と地産地消の推進及び、広く市民の健全な食生活の実現に寄与することを目的とする。

4 事業

- (1) 学校給食用物資の調達及び供給に関する事業
- (2) 学校給食の調理に関する事業
- (3) 学校給食用物資の安全性の確保に関する事業
- (4) 学校給食の実施上必要な講習会、研究会に関すること
- (5) 学校給食を通じた食育の推進に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

5 財産の抛出及びその価格

この法人の設立に際して設立者が抛出する財産及びその価格は次のとおりである。

設立者 島原市長 古川 隆三郎

現 金 金 300 万円

(参考)

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

○島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則（抜粋）

第3条 教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務のうち、重要と認めるもの又は異例に属するもの若しくは疑義があるものについては、委員会の決定を経ることができる。

第9号議案

島原市学校給食会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、学校給食事業の円滑かつ適正な運営とその充実発展に寄与することを目的とする島原市学校給食会（以下「給食会」という。）に対し、予算の定めるところにより、島原市学校給食会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、島原市補助金等交付規則（昭和58年島原市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象となる経費及びその補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助の対象となる経費 給食会事務局の管理運営に要する経費とする。
- (2) 補助額 補助金の交付額は、予算の定める額以内で市長が別に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、島原市学校給食会運営費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第4条 市長は、前条に規定する申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、島原市学校給食会運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行う場合において、補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更等の承認)

第5条 前条の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する場合には、すみやかに島原市学校給食会運営費補助金内容変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していないとき又は補助事業の遂行が困難となつ

たとき。

(実績報告)

第6条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、島原市学校給食会運営費補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了後すみやかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、事業内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、島原市学校給食会運営費補助金交付額確定額通知書(様式第5号)を交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、島原市学校給食会運営費補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定による交付決定後補助金を概算払により交付することができる。この場合において交付決定者は、前項の補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、交付決定者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第9条 交付決定者は、補助金の収入及び補助事業の支出を記載した帳簿を整理し交付決定した日が属する会計年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、補助金の適正を期するため必要があると認めたときは、交付決定者に報告を求め、又は立入検査をすることができる。

(補助金の取消し等)

第11条 市長は、交付決定者が実施した事業が交付決定の内容に反したと認められる場合には、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

平成30年2月23日

島原市教育委員会教育長 森本 和孝

提案理由

一般財団法人島原市学校給食会運営費補助金について、補助金の交付等に関する必要事項を定めるため、この要綱を定めようとするものである。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

島原市長 様

申請者 住 所

団体名

代表者名 印

年度島原市学校給食会運営費補助金交付申請書

年度における島原市学校給食会運営費補助金について、 円
を交付されるよう、島原市学校給食会運営費補助金交付要綱第3条の規定により、次
の関係書類を添えて申請します。

記

1 事業計画書

2 収支予算書

令達先 住 所

団体名

代表者名

年度島原市学校給食会運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度島原市学校給食会運営費補助金の交付について、島原市学校給食会運営費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

島原市長

様

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

年度島原市学校給食会運営費補助金内容変更申請書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった上記
の補助事業の内容を下記のとおり変更したいので、島原市学校給食会運営費補助金
交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

島原市長

様

申請者 住 所

団体名

代表者名

印

年度島原市学校給食会運営費補助金実績報告書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付決定の通知があった島原市学校給食会運営費補助金について、島原市学校給食会運営費補助金交付要綱第6条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書

様式第5号(第7条関係)

島原市指令 第 号

令達先 住 所

団体名

代表者名

年度島原市学校給食会運営費補助金交付額確定通知書

年 月 日付島原市指令 第 号で交付の決定をした 年度島原市学校給食会運営費補助金について、島原市学校給食会運営費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

島原市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

平成 3 0 年度

島原市一般会計予算書
(教育委員会関係費抜粋)

予算書 : P 1 ~ P 4

参 考 : P 5 (要望書査定結果)

P 8 ~ P 3 2 (主要事業説明書)

一般財団法人島原市学校給食会定款（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この法人は、一般財団法人島原市学校給食会と称する。

（事務所）

第 2 条 この法人は、主たる事務所を長崎県島原市に置く。

第 2 章 目的及び事業

（目的）

第 3 条 この法人は、学校給食の円滑な実施と運営を図り、児童生徒の健全な心身の発達と豊かな食生活を実現するとともに、学校給食を通じた食育の推進と地産地消の推進及び、広く市民の健全な食生活の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校給食用物資の調達及び供給に関する事業
- (2) 学校給食の調理に関する事業
- (3) 学校給食用物資の安全性の確保に関する事業
- (4) 学校給食の実施上必要な講習会、研究会に関する事業
- (5) 学校給食を通じた食育の推進に関する事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、島原市内において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

（財産の拠出及びその価額）

第 5 条 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。

設立者 島原市長 古川 隆三郎

現 金 金 300 万円

（財産の種別）

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない理由により、基本財産の一部を処分する場合又は

基本財産から除外する場合には、あらかじめ評議員会において、評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書(損益計算書)
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号及び第2号の書類については定時評議員会に提出してその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

第4章 評議員

(定数)

第10条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

(選任及び解任)

第11条 評議員の選任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会の会長は、評議員会において選出する。
- 4 評議員は、この法人の理事、監事を兼ねることができない。
- 5 評議員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（評議員の任期）

- 第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。また再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期については、退任した評議員の任期が満了するまでとする。

- 3 評議員に、任期満了又は辞任による退任により欠員が生じた場合は、後任者が就任するまで、退任者が評議員としての権利義務を有し、職務を続行する。

(報酬等)

第 13 条 評議員に対して、1 日当たり 1 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給することができる。

第 5 章 評議員会

(構成)

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書(損益計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 16 条 この法人の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に、臨時評議員会は必要に応じて随時開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、評議員会の日の 1 週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。ただし、評議員の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、評議員会の会長がこれに当たる。ただし、評議員会の会

長が出席できないときは評議員会において出席した評議員のうちから選任する。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、評議員 (決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。) の過半数が出席し、その過半数をもって行う。また、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は評議員 (決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。) の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、評議員の全員が提案された議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには、その提案を可決する評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 名が、これに記名押印しなければならない。

第 6 章 役員

(種類及び定数)

第 23 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
 - (2) 監事 1 名以上 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「一般

法人法」という。)第 91 条第 1 項第 1 号の代表理事とし、常務理事をもって同項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 24 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 各理事について、当該理事とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務)

第 25 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、退任した理事又は監事の任期が満了するまでとする。
- 3 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる

とき。

(役員の報酬等)

第 29 条 理事及び監事に対して報酬を支給することができる。

2 報酬の額は、評議員会の決議によって定める。

第 7 章 理事会

(理事会の設置)

第 30 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止

(開催)

第 32 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度 3 回開催する。
- 3 臨時理事会は、必要に応じて随時開催する。

(招集)

第 33 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があったときは、常務理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集しようとするときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過

半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事長が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第25条第4項の規定による報告には、適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には理事長・監事及び会議に出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人1名が、これに記名押印しなければならない。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関する事項は、法令又はこの定款の定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条の規定の変更についても適用する。

(解散)

第41条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配の制限)

第42条 この法人は、設立者に対し、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第43条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、島原市に帰属するものとする。

第 9 章 事務局

(事務局)

第 4 4 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 職員の任免は、理事長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 4 5 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
 - (5) 役員等の報酬規程
 - (6) 事業計画書及び収支予算書等
 - (7) 計算書類等
 - (8) 監査報告書
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めによるものとする。

第 1 0 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 4 6 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 4 7 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護・管理に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護・管理に関する必要な事項は、個人情報の保護に関して適用される各種法令及び理事会の決議により別に定める個人情報保護規程による。

第 1 1 章 公告の方法

(公告)

第 4 8 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 1 2 章 雑 則

(委任)

第 4 9 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第 1 3 章 附 則

(設立時の評議員)

第 5 0 条 当法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 校長会会長

設立時評議員 総務部長

設立時評議員 教育次長

(設立時の役員)

第 5 1 条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 理事長 市 P T A 連合会副会長 学校教育課長

設立時代表理事 理事長

設立時監事 税理士

(最初の事業年度)

第 5 2 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

(設立者の氏名及び住所)

第 5 3 条 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 長崎県島原市上の町 537 番地 島原市役所

設 立 者 島原市長 古川 隆三郎

(法令の準拠)

第 5 4 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般財団法人島原市学校給食会の設立のため、この定款を作成し、設立者が次に記名押印する。

平成 3 0 年 月 日

設立者 島原市長 古川 隆三郎

島 原 市 教 育 委 員 会

議案集（追加提出分）

第10号議案 平成30年度島原市立小中学校教職員人事異動の
内申について

平成30年2月23日 定例会